

## 新型インフルエンザ対策に東京都の公衆衛生行政の拡充を求める意見書

本市では5月3日に疑いのある人、22日には感染した人1名が発生し新型インフルエンザの国内感染に多くの市民は不安を感じている。本市を含む患者発生が少数である地域では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき多摩府中保健所か東京都発熱相談センターに電話での相談の後に感染症指定医療機関で受診することになっているために、保健所等への電話問い合わせが殺到した。新型インフルエンザ対応で、日ごろの手洗いやうがいの励行等による感染予防が重要であるとともに、発生時における初期対応が重要である。そのためには日ごろの公衆衛生行政の充実が不可欠であり、発生時には冷静で正確な情報提供を絶えず市民に行うことや万全の相談・受診・入院体制が必要である。

しかしながら公衆衛生行政の最前線の保健所は相次ぐ統廃合で本市は人口95万人を対象とする多摩府中保健所の担当区域になっている。そのために日ごろの情報交換や「保健所だより」の廃止など市民への情報提供が少なくなっており、相談窓口も身近でなくなっている。感染症の危機はなくなるどころか現在は新たな脅威になっており早急な公衆衛生行政の拡充が求められるものである。

よって、本市議会は、東京都に対し、下記の要望をするものである。

### 記

- 1 新型インフルエンザに対する市町村、医療機関との連携体制を強化すること。
- 2 市町村・医療機関に対し、正確な情報を迅速に提供すること。保健所だよりなど市民向け情報提供を行うこと。市民からの相談体制を拡充強化すること。
- 3 民間病院及び区市町村が取り組む新型インフルエンザ対策に、都として財政支援を行うこと。
- 4 新型インフルエンザに効果があるワクチンや資材の確保、蔓延期における医療機関への支援と流通の確保をすること。
- 5 保健所設置をふやし、保健所機能を市町村に拡充するとともに「感染症対策」の医師・保健師などの体制を拡充強化すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年6月23日

三鷹市議会議長 田 中 順 子